

第3号議案参考資料

令和4年度事業計画及び収支予算（理事会承認）

令和4年度事業計画書

自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日

一昨年6月21日、大幅な規制緩和がなされるとともに、市場開設者の役割・機能が飛躍的に重視される新たな法体制がスタートした。改正法制度下では、各市場の自主性が基本とされるが、青果物流通の安定と青果卸売業の健全な機能発揮のためには、業界共通の課題について、連携・協力して対応することが必要と考えられる。

こうした中で、青果卸売業の経営環境を見ると、諸問題が山積している状況にある。まず、何と云っても一昨年から2年にわたって、国民の生活、経済に甚大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症への対応がある。会員各社は適切な感染防止措置等を講じつつ、国民の食生活を担う生鮮青果物を安定供給するという青果卸売業の使命を引き続き果たしていく必要がある。

次に、構造的な課題としては、青果物生産の現場では、高齢化の進展や担い手減少により、総生産力が減退してきているのに加え、災害の発生等による豊凶差が著しく、出荷量が極めて不安定化している。他方では、産地の寡占化・出荷団体の大型化により、卸売市場側への発言権・要求水準はますます高まっている。また、目を小売り・消費サイドに転じると、少子高齢化で総需要量が減少を続ける中で、小売りの中枢は大型量販店が担うところとなり、そのバイイングパワーは極めて大きいものとなっている。こうした情勢を背景に、この間の取引を調整する青果卸売市場の業務は日毎に複雑困難度を増しているが、国産青果物の約8割が経由している青果卸売市場の健全な発展と機能の高度発揮が、国民の食生活の安定にとって極めて重要で、青果卸売市場は、我が国社会にとってかけがえのない公共インフラである。青果卸売業者は、各般の困難な課題に立ち向かい、経営努力・社会的発信を通じて、青果卸売市場の機能発揮に貢献する責務がある。

こうした構造問題の他、以下の卸売業者に重大な経営上の影響を及ぼす諸課題に的確に対応する必要がある。特に、政府においても急ピッチで検討が進められている物流問題への対応や会員の経営に直結する委託販売の差損処理の問題等の喫緊の課題を中心に、業界全体でその共通の課題に取り組み、業務・業容の革新や改善を図るほか、関係諸方面との対応につき一致して行動していく。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大という喫緊の課題に適切に対応するとともに、次のような課題について、会員会社全体で研究・検討し、必要に応じて行政や各業界などに対し、一体として対応していくことが必要と考える。

こうした認識に立って、会員会社が共通して抱える諸問題について、優先度を勘案しつつ、以下のような事業を重点として協会業務を実施するほか、情勢に応じて新たに生じてくる問題についても、臨機応変に対応していくこととする。

1 経営環境整備対策

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

政府から提供される影響を受ける業者に対する支援措置等様々な情報を会員各社に迅速に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症へ対応しつつ業務を継続するため、農水省のガイドライン及び業種別ガイドラインの改訂等感染防止のための措置と感染者が発生した場合の対応等に資する情報提供を継続する。

(2) 改正卸売市場法の施行への対応

一昨年6月から新たに可能となった自己買受けは、委託販売における差損処理等に対応する一手法であり、農水省、全農等とも連携しつつ、各会員の実施状況や開設者の方針等に係る情報提供を前年度に引き続き行う。

また、改正法の下での卸売市場の具体的運用施策や施設整備への助成対策などの国の方策について、その状況を把握し、青果卸売業界にとってその内容が適切・妥当なものになるよう必要な建議、意見発信等を行うこととする。

(3) 食品流通の合理化に向けた取り組み

政府の青果物流通標準化検討会・分科会（当協会からは、検討会には東京青果・泉専務、分科会には東京青果・庄内部長が委員として参加）が取りまとめる「青果物流通標準化ガイドライン」及び並行して行われる協会・会員独自の取組が、現場の実態に即した会員の経営の維持発展につながるものとなるよう、物流部会等を定期的で開催して、協会内の意見等を集約し、必要な建議、意見発信等を行うこととする。

(4) 消費税関係の動き（軽減税率制度、転嫁対策、価格表示など）への対応

改正消費税法によって来年10月から導入されるインボイス制度については、卸売業者も新たな対応を迫られるため、これへの対応に係る諸問題の解決に努めてきているが、更に、きめ細かい情報収集に努め、協会内部での検討も深めつつ、これらを適切に会員会社に情報提供し、対応に遺憾なきを期することとする。

(5) 食品の安全・安心問題への対応

食品の安全・安心問題は、消費者の関心が極めて高く、今後も様々な行政対応がなされていくことが想定される。特に、昨年6月より完全義務化された「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施状況をフォローする。また、原発事故による放射性物質の汚染問題の情報収集・提供につき、引き続き細心の注意を払うほか、食品の表示問題、トレーサビリティ等安全・安心に拘わる法規制の動向などについても関係情報の収集提供に努め、取り扱い青果物の安全・安心に対する評価の向上に資するものとする。

(6) その他

引き続き農産物の輸出促進政策や食品ロス削減の取組、貿易自由化・経済連携の動き等も注視し、必要な情報提供に努める。

2 取引情報電子化等対策

(1) ベジフルネットシステムの適切な運営等への取組

ベジフルネットシステムの円滑な運用が図られるよう適切に対処する。また、来年10月1日からのインボイス制度の本格適用に向けた対応につき、会員会社・関係機関と密接に連携を図り、適時適切に対応していくこととする。

(2) 物流効率化関係事業に関する情報提供等

会員各社に対し、生鮮食料品物流効率化関係補助事業等に関する情報提供に努める。また、量販店を中心に導入が進みつつある流通BMSの生鮮食料品への運用拡大に向けた動きや、食品サプライチェーンの効率化促進策の検討等の動きに適切に対応する。

(3) 情報システムによるコスト削減・業務効率化の検討

会員会社で取り組んでいる情報システムによるコスト削減・業務効率化について、業界での取組として調査研究・検討を行う。また、税制改正、人事・経理関係の法制度改正などに伴う情報システム変更対応など、会員会社共通の問題点につき、対応方向の提示に努めていく。

3 地域対策事業

会員会社の当面する共通の問題や地域独自の問題について、地域の自主性の下に、地域連絡協議会やその下部組織である専門部会等の場で情報交換、調整等を進める。

また、全国的に共通する問題については、随時、正副会長等会議を開催し、検討を行い、協会としての全体調整、合意形成に努める。

4 調査研究事業

経営委員会、業務委員会及び物流部会において、地域の専門部会等との連携を図りつつ、会員会社の経営管理問題、野菜・果実の生産・流通を巡る諸問題、食の安全・安心問題、情報の電子化問題、物流の改善問題等に関して検討を進める。また、必要に応じ、特定の課題を調査・研究する委員会を開催する。

更に、会員会社の経営・業務関係調査及び労務状況調査を実施するとともに、その他の関係情報・資料の収集・作成も行い、会員会社の参考に供する。このほか、農林水産省関係の各種調査に参画する等必要な協力を行うとともに、業界意見の反映に努める。

5 研修事業の実施

会員会社の人材養成の一助として、会員の会社の幹部クラスを主な対象とした経営研修会をオンライン方式も活用しつつ開催する。

6 広報宣伝事業

関係機関が実施する果実の消費拡大対策、青果物健康推進協会の活動に参画するほか、青果物の卸売市場流通の機能・役割などについての広報宣伝にも努める。

7 その他

(1) 青果物需給調整事業への協力

行政・他法人などが行う青果物の需給調整事業に対し必要な協力を行う。

(2) 価格情報等の公表への対応

会員各社が行う農林水産省統計部等に対する主要青果物の卸売価格・数量などの情報提供協力に関して、これが適切・円滑に行われるよう連絡調整を行う。

(3) 団体グループ生命保険契約等の実施

会員各社の福利厚生等に資するため、団体グループ生命保険契約等の業務を行う。

(4) 臨時休開市日問題への対応

適切な内容となるよう関係方面への働きかけに努める。

(5) ホームページの活用

一般へのPRのため、また、会員各社への迅速な情報提供のため、ホームページを適切に管理し、その活用に努める。